

中小企業・小規模企業振興会議 令和6年度意見（意見書3～5ページに掲載の個別意見）に対する市の対応状況

基本方針	No.	市の施策・事業に対する令和6年度意見	担当課	市の対応状況（令和6年度）
○ 基本方針1 経営基盤の強化の促進を図ること	1	事業所等における事業継続計画（BCP）の策定支援事業について、中小企業の場合、日常の実務に加え自ら策定することは 容易ではなく、策定に当たっては専門家のサポートを必要とするケースが多いと考えられることから、その費用負担の軽減に取り組む必要がある。また、介護事業所、情報・通信、金融・保険業等、BCP 策定が必須又は望ましい事業体を対象としたセミナーの開催も有効と考えられる。 【既存事業の改善】	商工課	市ではこれまで、市内事業者の事業継続計画の策定支援のため、専門家を講師としたスクール形式での勉強会やセミナーを開催してきたところですが、今年度は策定済事業者からの事例紹介を含めた中級者向けのセミナーを開催するなど、内容についても充実を図ってまいります。
○ 基本方針2 地域資源及び産業基盤を生かし、経営の革新及び創業の促進並びに創造的な事業活動の促進を図ること	2	産学官共同研究開発支援事業について、市内中小企業でも他の企業のシーズ等を利用した研究開発が行われており、産産連携の更なる促進のためには、当事業の「学官」に加え「シーズ保有の産」を加えることも有効であると考えられる。 【既存事業の改善】	商工課	市では、平成 10 年度から、産学官連携による研究開発の促進を目的とする「産学官共同研究開発支援事業」を実施し、補助金交付やフォローアップ等を通じて、令和6年度までに 53 件の研究開発事業を支援してまいりました。 今年度からは、本事業は「中小企業振興補助金交付事業（新事業活動に対する助成）」と統合、「中小企業新技術・新製品・新サービス開発等開発支援事業」にリニューアルし、同事業により交付する補助金において、大企業を含む他企業との連携に要する経費も補助対象経費に含めることとしております。
	3	企業連携促進事業について、「企業連携交流サロン」における参加者間の更なる交流を図るため、ワークショップ形式での開催の是非を検討すべきと考えられる。 【既存事業の改善】	商工課	本事業では、地域企業による革新的な取組や競争的資金の獲得への挑戦を促進することを目的とした「企業連携サロン」を開催し、主にパネルディスカッションと終了後の懇親会の実施により、優良事例の横展開や企業支援にかかわる産学官金関係者の交流を図ってまいりました。 今年度のサロンは、より参加者間の交流が図られる形式での開催を検討しているところであり、引き続き、適切な開催方法の検討を行ってまいります。
	4	中心商店街空き店舗・空き床解消事業について、市内の空き店舗問題が深刻化している状況を踏まえ、予算規模の増額に取り組むなど、更なる対策の強化に努める必要がある。 【既存事業の改善】	まちづくり推進課	ヒアリング等の結果、中心街への出店希望は飲食業が多く、広さ（賃料）、業種の点で、ニーズと実際の物件の間にミスマッチがあることが判明いたしました。一方で、物件所有者では、資金面やノウハウの不足により、建物や設備の老朽化対策やニーズに対応した改修ができない実状が判明いたしました。 こうした課題の解消に向け、市、八戸商工会議所、株式会社まちづくり八戸で連携し、長期化している空き店舗の利活用に向けた新たな事業（サブリース事業など）を検討しつつ、協力してもらえる物件の調査や交渉を進めております。
	5	地球温暖化対策理解促進事業について、八戸地域新ゼロエミッション連絡協議会とも連携し、一般家庭や中小企業に対する環境問題対策としてのカーボンニュートラルの重要性やカーボンニュートラルに関する新技術の紹介等の啓発活動を実施する必要がある。 【既存事業の改善】	環境政策課	一般家庭や中小企業に対するカーボンニュートラルの重要性を啓発するため、環境出前講座や省エネセミナー、エコツアーを開催しました。令和7年度は更に、全市民を対象とした気候変動ゼミを開催するとともに、様々な機会をとらえ、八戸地域新ゼロエミッション連絡協議会との連携に努め、啓発活動を実施いたします。

基本方針	No.	市の施策・事業に対する令和6年度意見	担当課	市の対応状況（令和6年度）
○ 基本方針3 販路拡大の促進を図ること	6	農業新ブランド育成事業について、例えば八戸いちごの販売場所が分からないという事例があるため、一時的なイベント開催のみではなく、生産者とバイヤーをつなぎ、市民が日頃から地元スーパー等で地域のブランド農産物を購入できるような仕組みづくりに取り組む必要がある。【既存事業の改善】	農業経営振興センター	八戸いちごにつきましては、高齢化等による担い手の減少等により生産者・生産量が減少していること、収穫時期についても気候状況に左右されること等により、年間を通して一定量の流通が難しい状況にあります。 令和6年8月に、県民対話集会「#あおばな」にて「八戸いちごを作り続けるには」をテーマに、県・市・生産者・関係団体で意見交換会を実施し、生産者の意見を踏まえ、例年開催しております「いちごマルシェ」の開催の他、令和7年3月にプライフーズスタジアムで、生産者主体のいちごの販売会を開催いたしました。 引き続き生産者の支援を行い生産量の拡大を図るとともに、いただいたご意見を参考に、八戸いちごのブランド化の推進に向け事業実施に努めて参ります。
	7	20歳代前半人口（特に女性）の就職移動による首都圏への転出超過が、人口の社会減、婚姻数減、出生数の激減等、少子化の真因であるとする分析があり、地方での人口減少防止のためには、地元出身者に限らず、女性や若者が八戸での就職に魅力を感じる環境づくりが重要である。女性の雇用環境を整備し人口定着を図ることで人口減少対策にも有効であると考えられることから、これまで当該世代女性の雇用が少なかった企業が新たに女性採用計画を立てることを条件として、情報の発信や職場環境の整備等の採用活動に係る補助金又は雇用奨励金等、新たな助成制度の創設を検討する必要がある。【新規事業の検討】	商工課	市では、昨年度に振興会議からいただいた答申の内容を踏まえ、今年度、「中小企業振興条例」に基づく助成制度の中に「働きやすい職場環境整備事業に対する助成」を新設いたしました。 この助成制度は、少子高齢化の進展によって地方企業における人手不足が深刻化していることを踏まえ、女性や若者のみならず、子育て世代や高齢者、障がい者、外国人材の確保・定着を図るための施設又は設備の設置・整備に取り組む市内の中小企業者を市が助成金の交付により支援するものであります。 現在、申請公募を行っている最中であり、市内の多くの中小企業の皆様に申請いただけるよう、市のホームページや広報誌に加えて、関係機関の広報誌等に情報を掲載し周知に取り組んでいるほか、商工課窓口において申請相談も受け付けているところであります。
	8	いきいきとしたデジタル社会推進事業について、デジタルに強い若年世代は社会問題への意識も高く、地域の次世代を担う有能な人材であることから、地元IT企業等の人材確保に向けて、若年世代がIT企業若手と各種テーマや問題点を議論できるといった、新しい技術の情報を収集することのできるコミュニティの場を設ける必要がある。【既存事業の改善】	情報政策課	令和5年度から、市内のIT業界に関心を持つ学生と、市内IT企業で働く若手ITエンジニアが交流するワークショップを継続して開催しており、次世代のデジタル人材の育成および地域企業への定着促進に取り組んでおります。 このワークショップでは、エンジニアの仕事内容や必要なスキル、学生時代に学んでおくべきこと、地域で働くことの魅力などについて、学生と若手ITエンジニアが自由に意見交換を行い、地元就職への関心を高める機会としています。 令和7年度も引き続き、同様の趣旨によるワークショップを開催する予定であり、学生と若手ITエンジニアの継続的な交流を通じて、地域における人材育成と企業の人材確保の促進を図ってまいります。
○ 基本方針4 人材の確保及び育成を支援すること	9	地元企業ファンづくりプロジェクト事業について、若者の地元定着や企業の人材確保のために、行政、支援機関、各学校での包括的な情報交換の場の設置や、関係機関の横断的な大規模イベント「地元企業ファンフェア」等の開催を検討する必要がある。【既存事業の改善】	産業労政課	令和6年度、青森県において産学官の連携により若者の県内定着を促進することを目的に、「あおもり人材育成・県内定着促進協議会」が設立され、県内の大学、産業団体と意見交換を開催しており、当市もオブザーバーとして参加しております。その中で、若者の県内希望就職率を向上させるためには、学生と企業が交流する機会の創出が必要であることが示されました。 また、協議会の中で県の令和7年度の一環として、学生目線の説明会の開催やインターンシップの実施が予定されております。 市では本事業とは別のものとして、産学官連携事業として、市内企業の人材ニーズ調査を実施し、その結果から人材育成や外国人材の活用に係る取組を検討しております。 その中で、令和7年度には市内の高等学校の生徒及び大学等の学生の市内企業の認知度向上を目的とした、「はちのへ企業魅力発信×発見フェア」の開催を予定しております。

基本方針	No.	市の施策・事業に対する令和6年度意見	担当課	市の対応状況（令和6年度）
	10	若年者・離職者対策事業について、人手不足に伴い企業での同期入社員数が減少している中、悩み事や想いを同期入社員と共有することができず、離職につながるケースが想定されることから、地域企業合同での新入社員研修を開催するなど、企業間での同期入社員のコミュニティの場を提供するとともに、その場の運営等に自ら積極的に関わることで責任と権限を体験する機会を提供することが必要である。 【既存事業の改善】	産業 労政課	若年者・離職者対策事業につきまして、令和6年度、新入・若手社員フォロー1日セミナーでは、ビジネススキルやコミュニケーションスキルの向上、仕事への意識を高め職場の定着を促すことを目的に、おおむね社会人経験3年未満の従業員を対象とした全2回のセミナーを10月に実施し、13社43名の新入・若手社員の方々にご参加いただきました。 令和7年度からは産学官連携事業として、新たな若手社員向けの社会人基礎力向上や職場定着を図るセミナーの実施を予定しております。 当セミナーは、前期・後期に分けて全4回の開催を予定しており、ワークショップの実施や受講者が振り返りを行える機会を設けることでセミナーの効果を高めたいと考えております。また、受講回数が増えることで受講者同士のコミュニケーションがより深まることも期待しております。
	11	労働環境普及・啓発事業について、現状の事業内容が受動的であるため、SNSでの発信や事業所に直接パンフレットが届くような手法等、能動的な周知に努め、事業効果を高める必要がある。 【既存事業の改善】	産業 労政課	労働環境普及・啓発事業については、青森労働局や労働基準監督署からの依頼に基づいて、国の施策の普及・啓発のためのチラシやポスターといった紙媒体の設置・掲示や広報紙への掲載を実施するとともに、当課における実施事業の関係企業に対して、メールによる周知を行っております。 今後も、普及・啓発に繋がるよう、効果的な周知方法について検討してまいります。
○ 基本方針6 資金の供給の円滑化を図ること	12	青森県・八戸市連携融資制度保証料補給事業（創業）について、保証料補給の条件に「市内に有する事業所が唯一のものであること。」とあるが、制度利用者の利便性を考慮し、「市内に住所を有すること若しくは市内で創業すること」といった、条件の緩和を検討する必要がある。 【既存事業の改善】	商工課	市では、いただいた意見を踏まえ、今年度から「市内で創業した後に、事業を拡大して市外に事業所を構えた場合」も本保証料補給の対象といたしました。 今後とも、市内中小企業者の資金需要に適切に対応するため、各金融機関・支援機関の意見を伺いながら、適宜、制度の見直しに努めてまいります。
	13	中小企業特別保証制度保証料補助事業について、融資利用の大半を小規模・零細企業が占める中、現状の融資期間では返済負担が大きくなることから、中小企業小口特別保証及び小口零細企業保証については7年以内から10年以内に、商工業設備投資資金特別保証については10年以内から15年以内に、融資期間の拡充を検討する必要がある。 【既存事業の改善】	商工課	国内の企業経営を取り巻く環境は、賃上げ、物価高、金利上昇など、大きな変容のときを迎えており、とりわけ資金力に制約のある中小企業・小規模企業においては、信用保証制度による資金調達の重要性がますます高まってくるものと考えております。 昨年度に実施した金融機関アンケートにおいても、制度設計の見直しを求める声が一定数あったことから、引き続き、経済情勢の把握や金融機関へのヒアリングに取り組み、来年度の制度設計に反映してまいります。